

## 新安心・安全福祉のまちづくり支援事業要領

### 1 趣旨

地域住民で構成する自治組織（以下「町内会等」という。）が、地域の安心・安全を守り高めるための事業を実施することにより、住民自ら地域課題を見つけ、地域を形成してゆこうとする動きを支援し、併せて共同募金運動の社会的な役割の周知及び募金への協力と理解に資することとする。

### 2 事業の実施主体

共同募金の実施団体である町内会等

### 3 事業実施期間

平成21～23募金年度(平成22～24事業年度)とする。

### 4 対象事業

#### (1) 地域の安心・安全を守り高める事業

例 防犯灯、ロードミラー、防護柵、看板・掲示板、ごみステーション  
屋外放送施設の整備等

#### (2) 地域の高齢者・障害者等の安心・安全を守り高める事業

例 巡回見守り用に必要な器材、非常ベルの整備等

#### (3) 地域の子どもたちの安心・安全を守り高める事業

例 パトロール等に必要な器材、安全な遊び場及び遊具の整備等

### 5 助成要件

(1) 共同募金の前年度実績額が前々年度実績額を上回っていること、又は前年度実績額が同年度目標額に達していること

(2) 助成は、1町内会等当たり1回限りとする。「安心・安全福祉のまちづくり支援事業要領（平成18年4月1日施行）」により助成を受けた町内会等は除く

(3) 対象事業の総事業費は、助成限度額の3倍以内であること

### 6 助成金限度額

(1) 前年度と前々年度の共同募金実績額の平均額が10万円以上の町内会等 30万円

(2) " 5万円以上10万円未満の町内会等 20万円

(3) " 5万円未満の町内会等 10万円

(4) " 2万円未満…実績平均額の5倍（千円未満端数切り捨て）

### 7 対象経費

機器、設備等の整備に要する物品購入費及び工事費等の直接経費とする。

## 8 申請手続き

助成金希望申請書（別記様式1）を10月1日から11月30日までに支会分会（市町村社会福祉協議会に事務局）に提出し、支会分会長の証明を受ける。

## 9 助成金の交付

事業終了後、助成金交付申請書（別記様式2）及び完了報告書（別記様式3）の提出により、助成金を交付する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 安心・安全福祉のまちづくり支援事業配分（助成）要領（平成18年4月1日）は、廃止する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。